諮問庁:総務大臣

諮問日:平成26年6月17日(平成26年(行個)諮問第61号)

答申日:平成28年7月19日(平成28年度(行個)答申第68号)

事件名:年金記録確認鹿児島地方第三者委員会の文書に記録された本人に係る

保有個人情報の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「年金記録に係る確認申立て(鹿児島厚生年金苦情案件856)に関して収集・作成した書類、資料、事業所・個人などの回答書、他からの情報、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が自ら作成した文書」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求に対し、別紙1に掲げる54件の文書に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたこと、及び諮問庁が別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、鹿児島行政評価事務所長(以下「処分庁」という。)が平成26年2月20日付け鹿児総第2号により行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、開示されていない文書の開示及び不開示部分の部分的開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1)審査請求書

日本年金機構、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会の結論は、正確 ではありません。

開示された文書は、疑問が氾濫しております。「事実」ではないということです。

ア No.1の本件に係る事務センター意見の中で「主張に一貫性がなく」と書いてあります。私は、1回目の申立、今回の申立においても、手帳、領収書を破棄したと申出ております。申立書をもう一度

読んで下さい。

- イ No.3の申立人の提出書類の中の厚生年金保険被保険者証,厚生年金基金からのお知らせ,組合管掌健康保険資格証明書が開示されておりません。開示して下さい。
- ウ No.6の同意書に書いております昭和51年の領収書の中に記録 されております「フ」「12」の意味を調査して開示して下さいま せ・・・の回答書がありません。事実文書を開示して下さい。
- エ No.34の申立の概要(2-2)国年昭和48年1月~昭和49 年6月までを申立と書いてあります。事実と違います。
- オ No.35の来所記録(鹿児島北年金事務所),行政評価事務所は,利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得し、保有している。これで「事実」が何かを確認し、判断する事は非常に危険です。

私にとっても不利となっています。

社会保険庁(日本年金機構)は、第三者委員会の事はわかりません。 市区町村、公共職業安定所(失業保険被保険者証の意味、移行外被 保険者台帳総合照会トレーラ)の事もわかりません。管轄が違うの でそちらで聞いて下さいと言っていました。

今も不当な目的の為に私の個人情報を取得する旨を下に印しております。

- カ No.87の平成23年8月25日付鹿児委第347号の調査依頼 文書が開示されておりません。開示して下さい。
- キ No.81の審査請求人(旧姓)のフリガナが何故,審査請求人に なっていますか。これが誤りでない場合は,その理由を。誤ってお れば訂正して下さい。
- ク No.61の特定会社A払出簿は、元号、記号が載っていないので、 信頼性に欠ける。正しいものを開示して下さい。
- ケ No.142~No.157の熊本地方貯金局のアンケートの回答部分の全部不開示は部分的不開示が相当です。
- コ No.158~No.161他多数,年金記録確認鹿児島地方第三者 委員会はテープ起こし(録音)をしている。本人の同意を得るべき ではないですか。日本年金機構も無断で録音しております。総務省 の録音に対する意見又は反対意見を求めます。
- サ No337, No349特定会社Bの担当部課名欄の「元同僚」は、 私の元同僚ではありません。日付、時間が重複していて、文書偽造 です。
- シ No.359, No.360熊本地方貯金局の日付, 時間が重複し, 文書偽造です。

- ス No.368~No.377熊本地方貯金局の元同僚とされるヒアリングの回答部分においては、全部不開示となっているが、部分的不開示としても何等個人が誰であるかを識別できるものではないはずです。ただ、黒塗りすればいいものでは決してありません。
- セ No.380住所地の変遷(戸籍の附票)で千葉県特定市→東京都 特定区が抜けております。私は千葉県では働いておりません。何故, 東京都無視しますか。何故,特定会社Aを無視するのか,理由をお 願いします。
- ソ No.388特定個人は生存されておらず、せめて私の申立期間の 特定個人の年金制度は何であったか位は開示して下さい。
- タ 重複文書が24組以上ありました。私の個人情報は取得→保有・管理→利用→提供というすべての流通過程で正当に保護されておりません。故意としか受け取れません。
- チ 開示文書389枚中203枚以上は帳票出力の日付等が消されて, 開示手続をした後に準備したものである。カセットナンバー,日付 等が手書しており、故意である可能性が非常に高い。
- ツ No.389オンライン記録に掲載されている申立事業所における 全被保険者3人(元事業主を除く)となっています。「事実」とちが います。
- テ No.389私は申立書に、仕事の内容欄に「定額預金又は定期預金の計算(大分、宮崎等の分)と記しております。たしか、地下に床屋さんがあったと思います。」と。城東町?とも。

第三者委員会の判断の理由の中では熊本地方貯金局となっています。 ここは花畑町です。郵政省九州郵政局は城東町と思われます。

本当に調査をされたかとても疑問です。

#### (2)意見書

審査請求人から、平成26年7月28日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法12条の規定に基づき、平成26年1月24日付けで行った「年金記録に係る確認申立て(鹿児島厚生年金苦情案件856)に関して収集・作成した書類、資料、事業所・個人などの回答書、他からの情報、年金記録確認鹿児島地方第三者委員会が自ら作成した文書」を請求内容とする保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年2月20日付けで行った原処分を不服として、同年3月20日付けをもって行われたものである。

### 2 本件審査請求の対象となる保有個人情報

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、処分庁が開示決定を行った54件の文書のうち、①開示請求者以外の特定の個人の氏名等及び申立てについてあっせんの是非を判断する際のノウハウ情報等に該当することから部分開示とした2件(文書43及び文書49)、②全部開示とした3件(文書3,文書4及び文書32)並びに③部分開示とした1件(文書19)に関連し、開示されていないと審査請求人が主張する保有個人情報である。

- 文書3 確認項目チェックシート(厚生年金保険)
- 文書4 「年金記録に係る確認申立書・同意書」のうち、同意書
- 文書32 資料の提出について(回答)
- 文書 1 9 厚生年金被保険者名簿(特定会社 A)
- 文書43 申立人の元同僚へのアンケート
- 文書49 「年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果」のうち、 熊本地方貯金局に勤務していた者に対する補足確認・照会等の 結果

#### 3 審査請求の理由

### (1) 原処分に対する審査請求理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨はおおむね次のとおりであり、原処分を取り消し、不開示部分及び開示されていない文書を開示するとの決定を求めるとして審査請求を提起したものである。

- ア 文書3について、申立人の提出書類の中の厚生年金保険被保険者証、 厚生年金基金からのお知らせ、組合管掌健康保険資格証明書が開示 されていないため、開示してほしい。
- イ 文書4について、審査請求人が同意書に書いている「昭和51年の 領収書の中に記録されております「フ」「12」の意味を調査して開 示して下さいませ」の回答書がないため、開示してほしい。
- ウ 文書32について、当該文書に対応する、年金記録確認鹿児島地方 第三者委員会(以下「鹿児島地方第三者委員会」という。)から熊本 市に対する調査依頼文書が開示されていないため、開示してほしい。
- エ 文書 1 9 について、元号、記号が載っておらず、信頼性に欠けるので、正しいものを開示してほしい。
- オ 文書43について、熊本地方貯金局のアンケートの回答部分の不開 示部分を開示してほしい。
- カ 文書49について、熊本地方貯金局の元同僚からのヒアリングの回答部分が不開示となっているが、開示しても個人が誰であるかを識別できるものではないため、開示してほしい。

# (2) その他の主張

審査請求人は、審査請求書において、上記(1)のほかに、原処分に

対する不服ではない事項についても主張している。

### 4 諮問庁の意見

- (1) 部分開示を行った文書43及び文書49における不開示部分の法14 条7号該当性について
  - ア 年金記録確認第三者委員会における審査の判断基準と申立事業所の 元同僚等からの協力の重要性

年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)は, 国民生活に直結する切実かつ深刻な問題である,いわゆる年金記録問題に関し,国民の立場に立って,公正な判断を示すため設置された機関であり,年金記録の確認について,国(厚生労働省)側に年金記録がなく,申立人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事案について,国民の立場に立って,申立内容を十分に汲み取り様々な関連資料を検討し,年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを任務としている。このため,年金記録の訂正の判断基準は,申立内容が,社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく,一応確からしいこと」とされており,肯定的な関連資料及び周辺事情がない場合においても,申立人の申立内容等に基づき,総合的に判断することとされている。

この判断に当たっては、厚生年金に関する申立ての場合、元同僚等から、申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況、申立期間当時の従業員の勤務実態(勤務形態、雇用区分、常勤者数等)、給与の支給実態等について確認を行うなど、元同僚等からの回答・証言などの協力が欠かせないものとなっている。

また、第三者委員会として必ずしも物的証拠のみに頼らず、本人や関係者の証言も十分に踏まえて、上記の基準により判断を行うことから、その判断を公正なものとするためには、元同僚等からの回答・証言については、事実に即したものであることが必要である。このため、これを開示した場合、当該関係者との信頼関係が損なわれ、関係資料の提供等に関し、協力が得られなくなるおそれがあり、今後の第三者委員会における正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

### イ 部分開示を行った理由

審査請求人が開示を求めている上記文書43及び文書49の黒塗り部分には、鹿児島地方第三者委員会の調査員が審査請求人の申立事案の調査のため、審査請求人が申立期間当時勤務していたと主張する会社に勤務していた者に対して、アンケート用紙の送付及び電話連絡を行い、自身の採用形態、業務内容、厚生年金保険加入状況、審査請求人を知っているか否か等について確認を行った結果が具体

的かつ詳細に記録されている。これらは、審査請求人が知り得ない 鹿児島地方第三者委員会独自の調査内容であり、申立てについて あっせんの是非を判断する際のノウハウ情報に当たるものである。

これらのノウハウ情報を開示した場合、次のとおり、年金記録の訂正を認めるか否かの判断のための調査の範囲や判断に当たっての視点といった機微な情報が明らかとなり、今後の第三者委員会における正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらのノウハウ情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする決定及び通知を行ったものである。

- (ア)元同僚等の関係者への照会に当たっては、申立人からの申立てに ついて調査審議の参考とするため回答するようお願いしており、申 立人への開示を前提に回答を依頼しているものではない。このため、 申立人に回答内容を開示した場合、第三者委員会への信頼関係が損 なわれ、元同僚等の関係者から正確な回答が得られないなど、関係 情報の収集ができなくなるおそれがあり、今後の第三者委員会にお ける正確な事実の把握を困難にする。
- (イ)年金記録の訂正を認めるか否かの判断に当たっての視点といった機微な情報が明らかになることで、審査請求人からの再申立てがあった際等に、審査請求人が、自らに有利な方向に結論を導くよう、必ずしも事実に基づいたものでない証言等を行うおそれがあり、今後の第三者委員会における正確な事実の把握を困難にする。

審査請求人は、文書43及び文書49について、熊本地方貯金局の元同僚とされるヒアリングの回答部分を開示しても、個人が誰であるかを識別できるものではないはずであるから開示すべきと主張しているが、当該部分は、上記のとおり、申立てについてあっせんの是非を判断する際のノウハウ情報であり、法14条7号に該当することから不開示との判断を行ったものである。

### (2) 本件開示請求対象文書の存否等について

# ア 文書3について

「確認項目チェックシート(厚生年金保険)」は、年金事務所において申立人からの厚生年金に係る年金記録の確認申立書を受け付けた後、確認申立書や必要書類を管区行政評価局等に送付する際に添付するものであり、これらの書類が遺漏なく添付されているか年金事務所及び事務センターにおいて確認するためのものである。

文書3について、原処分では全部開示としているところ、審査請求 人は、文書3の②及び⑥の欄に記載されている「厚生年金保険被保 険者証」、「厚生年金基金からのお知らせ」及び「組合管掌健康保険 資格証明書」が開示されていないと主張して、これらの開示を求めている。

しかし、文書3の「②厚生年金保険被保険者証及び年金手帳の写し (存在する場合のみ)」欄及び「⑥厚生年金基金加入員証、厚生年金 基金からのお知らせ、組合管掌健康保険資格証明書、雇用保険受給 資格者証の写し(存在する場合のみ)」欄の「添付書類の有無」欄に はいずれも「有」と記載されているが、本項目については、「添付書 類の確認」欄に記載されている書類のうち、いずれか一つでも申立 人から提出された場合に「有」と記載されるものである。

文書3の②及び⑥の欄に記載された文書のうち、鹿児島地方第三者 委員会には、「年金手帳の写し」及び「厚生年金基金加入員証の写し」 の2点が送付されたものであり、いずれも全部開示されている。

したがって、「厚生年金保険被保険者証」、「厚生年金基金からのお知らせ」及び「組合管掌健康保険資格証明書」の3点は鹿児島行政評価事務所において保有していない。

### イ 文書4について

「年金記録に係る確認申立書・同意書」は、年金事務所において総務大臣に対する年金記録の確認申立てを行うために申立人が提出する文書であり、同意書は、第三者委員会が調査審議のために申立人の個人情報を取得、利用又は提供することについて申立人が同意する場合に、記名及び捺印するものである。

文書4について、原処分では全部開示としているところ、審査請求 人は文書4の余白に手書きで記載されている「昭和51年の領収書 の中に記録されております「フ」「12」の意味を調査して開示して 下さいませ」に対応する調査文書が開示されていないと主張して、 その開示を求めている。

しかし、第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に従って必要な調査審議を行うものであり、申立人からの調査に関する要望についても、その必要性を第三者委員会が勘案して実施するものである。本件のように同意書の余白に調査に関する要望が記載されていたからといって、必ずしもその要望に応えて調査を行う必要はない。

したがって、開示請求者の主張する「昭和51年の領収書の中に記録されております「フ」「12」の意味を調査して開示して下さいませ」についての調査は行っておらず、また対応する調査文書は処分庁において保有していない。

### ウ 文書32について

文書32の「資料の提出について(回答)」は、鹿児島地方第三者委員会から熊本市への調査依頼に対する熊本市からの調査結果を記した回答文書であり、原処分において全部開示としているところ、審査請求人は文書32に対応する鹿児島地方第三者委員会から熊本市への調査依頼文書が開示されていないと主張して、その開示を求めている。

この調査依頼文書については、熊本市に対し発出しており、鹿児島 行政評価事務所において保有していないことを確認しているが、調 査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書で あれば鹿児島行政評価事務所において保有しており、開示すること は可能である。

したがって、諮問庁としては、審査請求人が平成26年1月24日付けの開示請求において求めていた、「年金記録に係る確認申立てに関して作成した資料」として、文書32に対応する調査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書を開示することが適当であると考える。

### エ 文書19について

文書19は、審査請求人の氏名が記載された特定会社Aの厚生年金被保険者名簿であり、原処分において部分開示としているところ、審査請求人は文書19が「元号、記号が載っていないので信頼性に欠ける。」として正しいものの開示を求めている。しかし、諮問庁では、審査請求人の氏名が記載された特定会社Aの厚生年金被保険者名簿について、鹿児島行政評価事務所において保有しているのは、原処分において開示した文書19のみであることを確認している。

### (3) その他の主張について

審査請求書に記載されているア、エ、オ、キ、コ、サ、シ、セ、ソ (法12条の趣旨を逸脱する本人以外の個人情報の開示を求めるもの)、タ、チ、ツ及びテについては、いずれも原処分に対する不服ではないものであることから、本件審査請求の対象とはならない。

なお、上記ア、エ、キ、サ、シ、セ及びツについては、審査請求人から平成26年3月20日付けで処分庁に対して法に基づく訂正請求が行われ、このうちア、エ及びキについては処分庁から日本年金機構理事長に移送し、サ、シ、セ及びツについては処分庁において平成26年4月15日付けで一部訂正する旨の決定を行った。また、上記オについては、審査請求人から平成26年3月20日付けで処分庁に対して法に基づく利用停止請求が行われ、処分庁において平成26年4月15日付けで利用停止しない旨の決定を行ったところである。

#### 5 結論

以上のことから、上記4(2)ウの理由により、文書32に対応する調査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書について新たに開示することとし、審査請求人のそのほかの請求については、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成26年6月17日

諮問の受理

②同日

諮問庁から理由説明書を収受

③同年7月15日

審議

4)同月28日

審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤平成28年3月22日

審査請求人から資料を収受

⑥同年6月9日

委員の交代に伴う所要の手続の実施,

本件対象保有個人情報の見分及び審議

審議

⑦同年7月14日

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、原処分において、その一部を不開示とした別 紙に掲げる54件の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号及び7号の不開示情報に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分のうち、文書3の②及び⑥の欄に記載されている「厚生年金保険被保険者証」、「厚生年金基金からのお知らせ」及び「組合管掌健康保険資格証明書」を開示すべき、文書4に審査請求人が記載した質問に対する回答書を開示すべき、文書32に対応する鹿児島地方第三者委員会から熊本市に対する調査依頼文書を開示すべき、文書19は信頼性に欠けるため、正しいものを開示すべき、文書43及び文書49の不開示部分のうち特定の個人を識別できない部分を開示すべきとしている。

これに対し、諮問庁は、文書32に対応する調査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書について新たに開示することとするが、文書3、文書4及び文書19に関して審査請求人が開示すべきとしている保有個人情報については、これを保有しておらず、また、文書43及び文書49の不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとしている部分については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件 対象保有個人情報の特定の妥当性及び保有の有無並びに審査請求人が開示 すべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び保有の有無について
- (1) 文書32について
  - ア 諮問庁は、審査請求人が開示すべきとしている保有個人情報について、以下のとおり説明する。

文書32の「資料の提出について(回答)」は、鹿児島地方第三者委員会から熊本市への調査依頼に対する熊本市からの調査結果を記した回答文書であり、原処分において全部開示としているところ、審査請求人は文書32に対応する鹿児島地方第三者委員会から熊本市への調査依頼文書が開示されていないと主張して、その開示を求めている。

この調査依頼文書については、熊本市に対し発出しており、鹿児島 行政評価事務所において保有していないことを確認しているが、調 査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書で あれば鹿児島行政評価事務所において保有しており、開示すること は可能である。

したがって、諮問庁としては、審査請求人が平成26年1月24日付けの開示請求において求めていた、「年金記録に係る確認申立てに関して作成した資料」として、文書32に対応する調査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書(別紙2に掲げる文書)を開示することが適当であると考える。

イ 諮問庁から、別紙 2 に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、 鹿児島地方第三者委員会から熊本市への調査依頼文書を発出するために行われた決裁の原議書であることが確認でき、上記諮問庁の説明は首肯できることから、諮問庁が新たに別紙 2 に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定して開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

# (2) 文書3について

ア 諮問庁は、審査請求人が開示すべきとしている保有個人情報を保有 していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

文書3の「添付書類の確認」欄の「②厚生年金保険被保険者証及び年金手帳の写し(存在する場合のみ)」欄及び「⑥厚生年金基金加入員証,厚生年金基金からのお知らせ、組合管掌健康保険資格証明書,雇用保険受給資格者証の写し(存在する場合のみ)」欄について、「添付書類の有無」欄にはいずれも「有」と記載されているが、本項目については、「添付書類の確認」欄に記載されている書類のうち、いずれか一つでも申立人から提出された場合に「有」と記載されるものである。

文書3の②及び⑥の欄に記載された文書のうち、鹿児島地方第三者

委員会には、「年金手帳の写し」及び「厚生年金基金加入員証の写し」 の2点が送付されたものであり、いずれも全部開示されている。

したがって、「厚生年金保険被保険者証」、「厚生年金基金からのお知らせ」及び「組合管掌健康保険資格証明書」の3点は処分庁において保有していない。

イ 諮問庁から、審査請求人に対して開示した本件対象保有個人情報の 提示を受けて確認したところ、原処分において開示されているのは、 審査請求人の「年金手帳の写し」及び「厚生年金基金加入員証の写 し」であることが確認でき、上記諮問庁の説明に、不自然、不合理 な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

# (3) 文書 4 について

ア 諮問庁は、審査請求人が開示すべきとしている保有個人情報を保有 していないことについて、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人は文書 4 (同意書)の余白に手書きで記載されている「昭和 5 1 年の領収書の中に記録されております「フ」「1 2 」の意味を調査して開示して下さいませ」に対応する調査文書が開示されていないと主張して、その開示を求めている。

しかし、第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」に従って必要な調査審議を行うものであり、申立人からの調査に関する要望についても、その必要性を第三者委員会が勘案して実施するものである。本件のように第三者委員会が個人情報を取得すること等に関する同意書の余白に調査に関する要望が記載されていたからといって、必ずしもその要望に応えて調査を行う必要はない。

したがって、開示請求者の主張する「昭和51年の領収書の中に記録されております「フ」「12」の意味を調査して開示して下さいませ」についての調査は行っておらず、また対応する調査文書は鹿児島行政評価事務所において保有していない。

イ 諮問庁が理由説明書で説明するように、第三者委員会の任務は、年 金記録の確認について、国(厚生労働省)側に年金記録がなく、申 立人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事案について、 国民の立場に立って、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料 を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことであるが、 本件のように同意書の余白に調査に関する要望が記載されていたか らといって、必ずしもその要望に応えて調査を行う必要はなく、ま た実際に調査は行っていないとする上記諮問庁の説明は首肯でき、 これを覆すに足る事情も認められない。

#### (4) 文書19について

ア 諮問庁は、審査請求人が開示すべきとしている保有個人情報を保有 していないことについて、以下のとおり説明する。

文書19は、審査請求人の氏名が記載された特定会社Aの厚生年金被保険者名簿であり、原処分において部分開示としているところ、審査請求人は文書19が「元号、記号が載っていないので信頼性に欠ける。」として正しいものの開示を求めている。しかし、諮問庁では、審査請求人の氏名が記載された特定会社Aの厚生年金被保険者名簿について、鹿児島行政評価事務所において保有しているのは、原処分において開示した文書19のみであることを確認している。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,文書19は, 日本年金機構鹿児島事務センターが確認申立書を鹿児島行政評価事 務所に転送する際に添付された書類であるとのことであり,当審査 会において見分したところ,当該文書は,特定会社Aの厚生年金被 保険者名簿であり,審査請求人の氏名等が記載されていることが確 認できる。

したがって、上記諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとは いえず、これを覆すに足る事情も認められない。

- (5)以上のことから、鹿児島行政評価事務所において、本件対象保有個人情報及び諮問庁が新たに開示すべきとする別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 文書43について

当審査会において見分したところ、文書43は、審査請求人の年金記録に係る確認申立事案の調査のため、鹿児島地方第三者委員会から、審査請求人が申立期間当時勤務していたと主張する会社に勤務していた者に対して送付したアンケート用紙に、当該会社に勤務していた者が回答内容を記入したものであり、文書43の不開示部分には、当該会社に勤務していた者自身の所属先、業務内容、勤務形態、厚生年金保険加入状況、審査請求人を知っているか否か等について、具体的かつ詳細に記載されていることが確認できる。

これらの情報は、審査請求人が知り得ない内容であって、開示することにより、今後同様の調査において、関係者からの証言や協力が得られなくなるおそれがあり、正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書 4 9 について

当審査会において見分したところ、文書49は、審査請求人の年金記録に係る確認申立事案の調査のため、鹿児島地方第三者委員会から、審査請求人が申立期間当時勤務していたと主張する会社に勤務していた者に対して電話によるヒアリングを行った際の会話の内容を記録したものであり、文書49の不開示部分には、当該会社に勤務していた者自身が回答した業務内容、勤務形態、厚生年金保険加入状況、審査請求人を知っているか否か等について、具体的かつ詳細に記載されていることが確認できる。

これらの情報は、審査請求人が知り得ない内容であって、開示することにより、今後同様の調査において、関係者からの証言や協力が得られなくなるおそれがあり、正確な事実の把握を困難にし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、3号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同条7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、鹿児島行政評価事務所において、本件対象保有個人情報及び別紙2に掲げる文書に記録されている保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

### 別紙 1

- 文書1 年金記録に係る確認申立書(厚生年金)の送付について
- 文書2 年金記録に係る確認申立書の送付について
- 文書3 確認項目チェックシート(厚生年金保険)
- 文書4 年金記録に係る確認申立書・同意書
- 文書 5 年金手帳等の写し
- 文書 6 年金加入記録回答票
- 文書 7 「年金加入記録にかかる照会について(回答)」及び「厚生年金 保険被保険者加入期間照会申出書」(それぞれ3回分)
- 文書8 「国民年金保険料納付記録照会について(回答)」
- 文書 9 申立人作成の手紙
- 文書10 申立の概要(2-1)
- 文書11 申立の概要(2-2)
- 文書12 申立人の来所記録(鹿児島北年金事務所)
- 文書13 申立人のオンライン記録(基礎年金番号情報照会回答票(基本情報,資格画面,被保険者情報,扶養関係配偶者情報,年金記録確認手帳交付情報))
- 文書 1 4 被保険者記録照会回答票
- 文書 1 5 申立人のオンライン記録(被保険者記録照会回答票(資格画面, 重取元画面))
- 文書 1 6 特定会社 B に係るオンライン記録(職歴審査照会回答票(事業所情報,個人情報),被保険者縦覧照会回答票,基礎年金番号情報照会回答票(基本情報),被保険者資格記録照会回答票(資格画面,資格記録),厚生年金保険適用事業所払出簿,事業所記録照会回答票(基本記録),事業所名簿検索結果)
- 文書 17 事業所名簿検索結果
- 文書18 熊本郵政局に係るオンライン記録(職歴審査照会回答票(事業所 情報,個人情報))
- 文書 1 9 厚生年金被保険者名簿(特定会社 A)
- 文書 2 0 健康保険厚生年金保険被保険者原票(特定会社 C)
- 文書 2 1 健康保険厚生年金保険被保険者原票(特定会社 D)
- 文書 2 2 健康保険厚生年金保険被保険者原票(特定会社 E)
- 文書23 健保厚年 被保険者原票照会回答票
- 文書24 厚生年金の期間照会について(回答)
- 文書 2 5 厚生年金保険資格期間証明書(特定会社 A)
- 文書 2 6 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
- 文書 2 7 加入記録確認書

- 文書 2 8 失業保険資格期間証明書(特定会社 A)
- 文書29 氏名検索結果
- 文書30 登記簿謄本(特定会社B)
- 文書31 申立人の雇用保険記録に関する日本年金機構鹿児島事務センター からの追加資料
- 文書32 資料の提出について(回答)
- 文書33 戸籍謄本
- 文書34 雇用保険記録に関する熊本公共職業安定所への照会資料
- 文書35 雇用保険の被保険者情報の照会について(回答)
- 文書36 厚生年金保険の届出等に係るお問い合わせ(回答)(日本郵政共済組合共済センター)
- 文書37 厚生年金保険の届出に係るお問い合わせ(回答)(ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター)
- 文書38 熊本地方貯金局に係るオンライン記録(職歴審査照会回答票(事業所情報))
- 文書39 健康保険厚生年金保険適用事業所払出簿
- 文書 4 0 熊本貯金事務センターに係るオンライン記録(事業所記録照会回答票(基本記録,諸変更記録))
- 文書 4 1 熊本地方貯金局に係るオンライン記録 (職歴審査照会回答票(個人情報),基礎年金番号情報照会回答票(基本情報),被保険者記録 照会回答票(資格画面))
- 文書42 健康保険厚生年金保険者原票(申立人の元同僚分)
- 文書43 申立人の元同僚へのアンケート
- 文書44 申立人からの電話照会時における調査員との会話記録
- 文書 4 5 熊本貯金局に名称が類似する厚生年金保険適用事業所名の検索結果一覧
- 文書 4 6 熊本貯金局に名称が類似する厚生年金保険適用事業所に係るオン ライン記録(職歴審査照会回答票(事業所情報),健康保険厚生年 金保険適用事業所払出簿,事業所記録照会回答票(基本記録,諸変 更記録),職歴審査照会回答票(個人情報),健康保険厚生年金保険 被保険者原票)
- 文書 4 7 特定会社 B に関する登記簿関係書類(履歴事項全部証明書及び閉 鎖事項全部証明書)
- 文書48 雇用保険の被保険者情報の照会について(回答)
- 文書49 年金記録の確認に関する補足確認・照会等の結果
- 文書50 熊本地方貯金局における申立期間当時の元同僚の聴取結果(とりまとめ表)
- 文書51 個票

- 文書52 年金記録に係る確認申立に関する審議結果について
- 文書53 口頭意見陳述(口頭説明)の求めについて
- 文書54 年金記録に係る確認申立てについて(通知)

# 別紙 2

文書32に対応する調査依頼文書を発出する際に当該文書と割印した決裁済みの原議書